



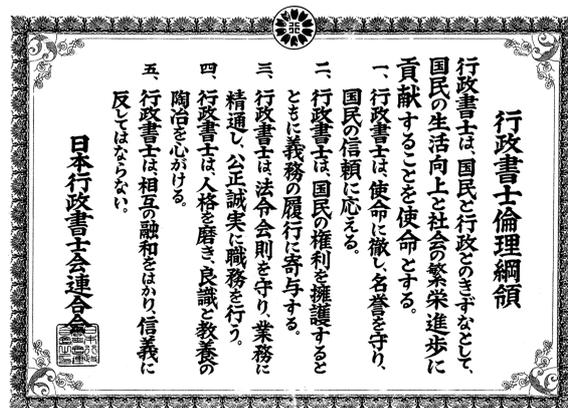
愛知

- 事業承継に関する研修会
- 国際業務研修会
- 広報月間PR活動



目次

人生の不思議さ、縁というもの。……………	副会長 岩井 実…	1
事業承継に関する研修会……………		2
国際業務研修会……………		3
広報月間PR活動……………		3
事業承継について 第7回……………	税理士・公認会計士 浅野 佳史…	4
お知らせコーナー 行政書士が宅地建物取引業の専任の宅地建物取引士を兼務する場合の取り扱いについて (お知らせ)……………		7
会員名簿について (お知らせ)……………		8
ライブラリ研修動画一覧……………		9
ライブラリ研修申込書……………		11
業務相談会のお知らせ……………		12
業務相談会申込書……………		13
会員訪問記 (尾北支部 大前 温子会員)……………	会報委員 森 優子…	14
支部だより……………		15
事務局だより……………		22
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他……………		24
コスモスあいちコーナー……………		30
あとがき……………		31



人生の不思議さ、縁というもの。

副会長 岩井 実

津島市で行政書士として開業して14年、ふと振り返ると人生の不思議さとか縁というものを改めて感じさせられます。

私が生まれたのは、現在の弥富市ですが、1年ほどで大阪府豊中市へ、高校卒業後に兵庫県の三田市へと住まいを移すこととなります。幼少の頃から30歳手前までは関西で過ごしていたため、いまだ関西弁が抜けませんが、年を追うごとにイントネーションがおかしくなってくるのは、ご愛嬌ということでお願いします。

その後、勤めていた会社の転勤で名古屋支店に配属されることになったため、名古屋へとやってくるようになります。約5年間の勤務後、同会社を退職して行政書士として独立するわけですが、「さて事務所をどこへ構えようか」となったときに、「育った関西であれば色々な繋がりや土地勘もあるので仕事の依頼が来るかもしれないな」ということも考えたんですが、その当時、子供が生まれたばかりということもあり「妻の実家に近い場所で開業する方が何かと良いだろう」との思いが強くなり、知り合いも土地勘もほぼない場所でしたが、津島市で開業することにしました。後から思うと、生まれた弥富市と津島市とは同じ海部支部の区域内で距離的にも近いこともあり、何か見えない力に引っ張られて戻って来たのかとも感じています。

さて、事務所の主業務は建設業や産廃業ですが、これは過去に勤めた管工事業者で現場管理をしていた経験が、多少は活かせるかなと思い始めたのがきっかけとなっています。管工事は、工事現場の仮設工事から始まり工事が完了するまで現場に携わることになりますので、様々な業種の工事を見ることができます。その経験が、お客さんとの話の中で非常に役立っています。

また、品種登録出願という皆さんにとってはあまり聞き馴染みのないニッチな業務も割とメインで取り扱っています。この業務は、植物の新品種に係る権利を保護する仕事で、近頃では「シャインマスカット」などの日本の品種が、海外で無断販売されていることでニュースにもなりましたので、ご存知の方もいらっしゃると思います。この業務の珍しいところは、海外からも依頼が来るということなのです。海外との繋がりができたことで、業務の幅が広がり海外案件も増えてきました。もちろん、私は語学が不得手なので(笑)、英語等でのやり取りが必要な時には、語学が得意な仲間に手伝ってもらっています。

一方、国内の品種登録の関与先の多くは長野県の農家さんになりますが、母の出身が長野県なので、これも何かの縁かもしれませんね。

また、品種登録は植物を扱う手続きのため、農業と密接に関係していますが、この業務での縁や繋がりがきっかけで、農業の経験が家庭菜園程度しかないのにも関わらず、今では農業を実際に始める始末です。まったく人生とはわからないものです。

そもそも行政書士になったきっかけについても、以前勤めていた先の同僚に教えてもらったのが始まりで、それまでは「行政書士」の存在自体を恥ずかしながら知らなかったのが、今の自分があるのは、その友人のおかげです。おそらく友人は、この紙面を見ることはないでしょうが、この場を借りて感謝したいと思います。

行政書士は業務範囲が広い分、過去の様々な経験や縁というものが活かし易いというか、繋がりやすいと感じています。これからも縁を大事に、チャレンジを忘れずに、人生の不思議さを味わいたいと思います。

事業承継に関する 研修会

私法部 戸加里 邦子

日 時 令和3年9月2日(木)
午後2時～4時30分
場 所 愛知県行政書士会館3階会議室
(ライブ配信)
講 師 公認会計士・税理士 浅野 佳史様
視聴人数 133名



今年度新設の私法部の初開催の研修は、令和2年11月号から会報に連載を寄稿して下さっている浅野会計事務所の所長（公認会計士・税理士）である浅野佳史様に、連載内容でもある『事業承継について』講義をしていただきました。

新型コロナウイルス感染拡大が一向に収まらないため、今回もライブ配信のみでの開催となりました。伊藤部員の司会のもと、平松部長の開会のことば、

西堀副会長の挨拶、伊藤部員による講師紹介と続き、浅野講師の「今回の講義は、事業承継の中でもコロナ禍と相まって昨今相談の多い非上場会社の具体的な相続対策をお話しします。」から講義が始まりました。「非上場株式の評価方法の概要」「税務上（親族間取引）の株価算定と留意点」「株式の異動時の税金（譲渡所得税と贈与税）とその対策」「相続税の資産税対策」「具体的相続対策」を分かりやすくパワーポイントで解説をして下さり、また様々な取引相場のない株式の評価明細書作成の参考資料も用意していただき、それに数字を書き込む作業の時間も設けられ、筆者としては難しい内容ながらも楽しんで講義を受けることができました。

業際は必ず守らなければなりません、知識として他の士業、特に顧客が最も関心を持つ税務についてももっと勉強しなければ、とあらためて思いました。また浅野講師の分かりやすい話の内容、説得力のある話し方を拝見し、知識ももちろんですが顧客の信頼を得る士業の在り方についても考えさせられました。

事前質問が2件あり、それについても丁寧な回答の後、平松部長の開会のことばで研修会は終了となりました。

今後も、私法部として会員の皆様の一助となる研修会を開催いたしますので、何卒宜しくお願い致します。

（新型コロナウイルス感染症予防措置を十分に講じた上で、長時間話す講師の体調を考慮し、講義中のみマスクを外していただきました。）

ちょっとひと息 「品種登録」～出願手続編～

Q 品種登録出願をしたいのですが、どうすればいいですか。

A まずは、「品種登録出願書」を提出していただくことになります。提出方法は、郵送または持参のどちらでもかまいません。出願される方は、品種登録制度をご理解いただいた上、あらかじめ「品種登録出願の手引き」をご一読ください。

Q 品種登録制度の対象となる植物の範囲はどのようなものですか。

A 栽培される種子植物（稲やばらなど）、しだ類、せんたい類（こけ植物）、多細胞の藻類（のりやモズクなど）がすべて品種登録制度の対象となります。また、政令で指定されたきのこ（32種類）についても対象となります。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

国際業務研修会

国際部 高野 正也

日 時 令和3年9月3日(金)
午後2時～4時30分
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室
講 師 愛知県行政書士会 三好 敦士会員
内 容 『特定技能について』
～一般的な就労資格との違い及び留意点～
参加者 4名 ライブ視聴者 118名



国際部では、2019年に導入されました在留資格「特定技能」について愛知県行政書士会名南支部の三好敦士会員にご講義いただきました。

今回の講義では、特定技能14分野個々の業種についての解説ではなく、特定技能にかかる在留資格諸申請に特化した内容となりました。

講義は、講師に作成いただいた資料に沿って行われましたが、講師自身がこれまでの実務で得た経験等をふんだんに取り入れながら解説いただきました。

冒頭、愛知県行政書士会前田会長から会長挨拶として業務内容をしっかり把握し、不正に関与しない事とお言葉がありました。特定技能分野に携わる行政書士は、入管法のみならず技能実習法、労働・社会保険法規、税法等の理解が不可欠な特定技能制度について、正しく理解をし、外国人の適正な受入れに寄与しなければなりません。今回の講義は、これから特定技能に携わっていこうとする会員のみならず、すでに特定技能分野に携わられている会員の方にもとても参考になる講義内容でした。

広報月間PR活動

広報部長 伊藤 直仁

日 時 令和3年9月15日(水)
午後3時～4時
中日新聞社 広告局広告二部
部 長 杉田様
広告二部 緒方様
訪問者 副会長 小柳津 えみ
広報部長 伊藤 直仁



「行政書士制度広報月間」のPR活動及び10月2日(土)開催の「行政書士による電話相談会」の案内を、中日新聞様を訪問させて頂き行い、担当者の方より快い対応を受けました。話題は、昨年同様行政書士の業務内容の紹介やコロナ禍における助成金関係・外国人の在留資格状況となり、その現状について説明させて頂きました。又、昨年の電話相談会の様子、特に相談案件の種類について質問を受け、回答するとともに、コロナ対策下での電話相談会の難しさ、特に電話相談者に対する対応の難しさを前年に経験したことを踏まえお話しさせて頂きました。行政書士の職務が幅広く、如何に行政書士が県民の皆様のお役に立っているかということもお話しさせて頂きました。

今後ともこのような機会があれば積極的に広報活動を行い、行政書士が県民皆様方の身近にいて、そのお役に立てることをアピールできるような活動を行っていく予定です。

事業承継について 第7回

浅野佳史税理士事務所 税理士・公認会計士 浅野 佳史

今回は令和3年9月2日に行われました、私法部主催のオンライン研修の内容について、特に税務上の株価算定の概要部分を中心に会報に掲載させていただきます。研修の際にお話した内容、話したつもりになっていた内容そして説明が足らなかったと反省している内容等々を織り交ぜております。宜しくお願い致します。

なお、研修会資料は本会HP会員ページ「研修会ラブラリ」よりご確認ください。

事業承継の対象となる株式の価格について
～非上場会社の株式も財産価値がある時代～

昨今では上場会社だけでなく、非上場会社のM&Aが盛んです。専門会社も400社あると言われ、経営者の下には毎日のようにM&Aに関する広告・宣伝が送られてきます。

会社の規模も売上規模が1億円以下の比較的に規模が小さい会社でもM&Aは活発です。親族が承継するケースは既に少数派ですから、大半のケースではM&A会社が仲介しないにせよ、譲渡価格を算定しておくことが必要な時代になりました。

さて、譲渡価格はどのようにして算定されるのでしょうか。第三者との取引のベースになるのが時価純資産価値です。セミナー時にそのようにご説明しました。これは、会社の決算書（簿外の資産や負債がない前提です。）をベースに全て資産を時価評価し、すべての負債を現時点で支払うべき金額に置き換える計算方法です。資産では、売掛金や在庫には含み損があり、土地には含み益がある。負債では退職給付引当金が決算書に正確に計上されていないケースが多いので修正が必要です。この時価純資産価値をベースとして株式の売買価値が決定されるのですが、非上場会社のM&A市場でも上場会社の取引相場と同様にその時々で人気のある業種が存在します。ですので、同業者で規模及び利益等がほぼ同等でも、

人気のある時（買手企業が多く売手企業が少ない）と人気のない時では価格が2倍～3倍違うことも起きています。上場会社が非上場会社の株式を取得する際はDCF法（ディスカウント・キャッシュフロー）が採用される場合もあります。この計算方法はかなり複雑なのですが、大雑把に申し上げますと当期純利益の10倍～30倍超くらいで算定される手法です。なお、急成長している会社や設備投資型企業ですと、その成長性や設備投資等の見積等で大きく計算結果が異なるケースがありますので、その点にご留意ください。一方、会社経営状態が安定期にあり非常にゆるやかに成長する見込みの企業であれば上記のような大雑把な計算方法でほぼ同様な価値になると思っています。

事業承継を考える上で第三者取引価値を現経営者が認識しておく必要性についてその計算方法の概要を交えてご紹介させていただきました。

ここでお伝えしたかった点は、経営者の方に会社を売りなさいと言っているのではなく、後継者が不在で、事業継続に不安を抱えていらっしゃるのであれば、市場価値を知り、市場価値を高めてやる気のある第三者に引き継いでもらう事がマイルストーンになるのではないかとこの事です。

～非上場会社の株式価格の算定において税務上の株式価格を検討する意味～

非上場株式の売買等を第三者と取引する場合、脱税の意図は想定されていないので、基本的には税務ルールに則った価格算定をすることは少ないです。

（なお、M&Aの仲介会社等が提示する株式価格は税務上問題がない事を保証するものではありません。）それでも、万が一ありますので、税務上の株式価格は算定しておく事が望ましいです。

親族間（従業員や近親者を含む）での売買では脱税の意図が内在することがありますので、税務ルー

ルに則った株式価格は必ず算定しておく必要があります。非上場株式の株価算定は譲渡時及び相続時（贈与時）に大きく分かります。譲渡時は株式を譲渡する人（会社を譲り渡す側、いわゆる先代経営者）の譲渡所得税の計算の為の株価算定となります。相続時（贈与時）は株式を譲り受ける人（会社を承継する人、いわゆる後継者）の相続時（贈与時）の株価算定となります。株価算定で重要な点はどの時点で株価算定しているかです。具体的には譲渡時は譲渡前の状態、相続時（贈与時）は相続又は贈与前の状態です。これ以外に譲渡時と相続時（贈与時）とで異なる点は、会社の純資産価格を算定する際に、会社資産の含み益（税務上の時価と税務上の簿価との差）に対する法人税相当を控除するかしないかです。

少しマニアックですが、譲渡時の株価算定では法人税相当額を控除しません。一方相続時（贈与時）は法人税相当額を控除します。この違いは株式を譲渡する場合は会社を清算する前提で取引する事は想定されていませんが、相続時（贈与時）は会社を清算する事が想定されているからだと言われています。

～非上場会社の株式価格の算定手続きの概要～

ステップ1 会社の株主構成及び対象会社の業種を特定する（評価明細書第1表の1）

まず、株主構成を把握します。その目的は、①誰が何株持っているか②株主間で血族関係があるかないか。この2点となります。そして納税義務者（株式の譲渡者、株式の受贈者）が同族株主等なのかどうかを判定します。株主区分が同族株主の場合、株式評価方法は原則的評価方式となります。原則的評価方式とは類似業種比準価額を中心とした価額と純資産価額とのいずれか低い価額を言います。非同族株主の場合、配当還元方式となります。研修時の資料では女性経営者を納税義務者として1000株の内、600株を親族（6親等3姻族）が保有しておりますので、株主区分は同族株主となり、評価方法も原則的評価方式となります

次に対象会社の業種を特定します。ここで会社の売上高を事業内容毎に分け、対象会社の業種を決定

します。事業内容の分類は日本標準産業分類毎に分けてそれを類似業種比準価格計算上の業種目に対応させます。具体的な判定は研修会資料の評価明細書作成の参考資料NO.2をご参照ください。事例では不動産賃貸業・管理業の94番になりました。

ステップ2 会社の規模を決定する（評価明細書第1表の2）

会社の規模は大会社・中の中（Lの割合0.9）・中の中（Lの割合0.75）・中の小（Lの割合0.6）・小会社の5つの区分に分かれます。この規模を決める要素は3つです。会社の総資産価額、取引金額及び従業員数です。

まず、会社の総資産価額ですが、これは決算書の貸借対照表の資産価額合計の数字でほぼ問題ありません。細かい点を申し上げると、貸借対照表で貸倒引当金が資産のマイナス計上になっている場合はその金額をさらに足す必要があります。また、減価償却累計額が負債の部に計上されているような決算書の場合は減価償却累計額を決算書の資産の部合計から控除する必要があります。次に、取引金額は決算書の損益計算書上の売上高を基本的には使用します。そして、従業員数の算定は、従業員を継続勤務従業員とその他従業員とに分類します。継続勤務従業員は1名を1名とカウントします。その他の従業員については全員の年間労働時間数を集計して1800で割ります。そしてその合計が従業員数になります。詳細は研修会資料の参考資料のNO.4をご参照ください。研修会の事例では総資産価額80百万円、取引金額7百万円そして従業員数3名でした。これで会社規模を判定します。従業員数が70人以上の場合大会社です。それ以外の会社では判定表をもとに会社の規模を決めます。会社の規模は5つに区分されますので、総資産価額、従業員数、取引金額についてもそれぞれ5つに区分されます。下に行くほど規模が小さくなります。判定は、総資産価額と従業員数との欄のいずれか低い方と取引金額の欄とで高い欄で決定されます。研修会の事例では、総資産価額と従業員数との欄のいずれか低い方となると従業員の5人以下の欄の方が低いのでこの欄がキープされます。そして取引金額の欄も同じ一番低い欄でした。

結果、小会社でした。仮に取引金額が8000万円以上の場合には中会社の小（0.6）となります。

ステップ3 評価方法が決定（評価明細書第1表の2）

会社の規模は5つに区分されます。大会社・中の大（Lの割合0.9）・中の中（Lの割合0.75）・中の小（Lの割合0.6）・小会社です。このLの数字0.9、0.75、0.6は、類似業種比準価額の割合です。0.9の場合は90%が類似業種比準価額、10%が純資産価額で計算されるということになります。小会社の場合は類似業種比準価額が50%、純資産価額が50%で計算されます。以上のように会社の規模が確定すると株価計算の原則的評価方法が決まります。なお、この原則的評価方法と純資産価額方法といずれか低い価額を株価算定に採用できることが留意点です。実務上、大会社に区分されている会社は、純資産価額の方が高いと想定し、類似業種比準価格のみ算定し、純資産価格を算定していないケースが多いと思います。そのような場合には数年に1度は純資産価額を算定しておくことも必要かと思えます。

～非上場会社の株式価格の算定の落とし穴～

最後に研修会でも触れましたが、本来は類似業種比準価格方式が採用できていたのに、純資産価格方式をベースとした株価になってしまうケースについてご紹介します。

この判定は評価明細書の第2表で行います。第2表に記載されている内容を確認します。

①比準要素1の会社は（いわゆる3期連続赤字、3期無配当で税務上は時価純資産あり）会社の規模に関係なく、類似業種比準方式25%純資産価額方式75%で計算します。②株式等保有特定会社は（税務上の時価総資産価額に対して株式等の時価が50%以上の場合）純資産評価ないし株式を純資産評価しその他財産をベースに類似業種株価算定した合計額で評価する。③土地保有特定会社は（税務上の時価総資産価額に対して70%以上ないし90%以上が土地等の時価額の場合）純資産評価額で評価する。④開業後3年未満又は比準要素0の会社は純資産評価額で評価する。⑤清算中の会社は純資産評価で評価する。

～最後に～

非上場会社の税務上の株価算定は、会社の業種・規模・誰が取引を行うのか・会社の業績等で株価が変動します。一般的な感覚と異なり、税務上の時価純資産価額が高額・3期連続赤字・3期無配当だと株価が一番高くなることがあります。会社の業績が厳しい時ほど、株価算定を行い、このような不合理な株価上昇を避ける対策が必要になります。まさにコロナ禍は株価に注意を払う時期です。



お知らせコーナー

愛行発第205号
令和3年8月16日

会員各位

愛知県行政書士会
会長 前田 望
建設環境部
部長 森越 靖

行政書士が宅地建物取引業の専任の宅地建物取引士を 兼務する場合の取り扱いについて（お知らせ）

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の運営にご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

これまで愛知県では、「専任の宅地建物取引士が行政書士等を兼業する場合は、同一の個人事務所で常時勤務する場合に限り兼務を認める」としており、行政書士法人の場合や法人の宅地建物取引業者の場合は、兼務を認められておりませんでした。

この度、愛知県との協議を重ねた結果、令和3年8月より行政書士、宅地建物取引業者において、どちらかもしくは両方を法人とした場合も、事務所が同一建物にあり、専任の宅地建物取引士としての専任性に問題がないなど、事情によっては認められることとなりました。

なお、この取り扱いはあくまで個別事案となりますので、ご検討される会員におかれましては、必ず都市・交通局都市基盤部都市総務課不動産グループにご相談くださいますようお願いいたします。

重要

会報11月号

会員名簿について（お知らせ）

愛知県行政書士会 総務部

1 本会ホームページでの掲載について

本会では、各種情報を会員の皆様に利用していただけるようホームページに掲載し、その活用を推奨しております。

会員名簿につきましては、以下のとおり掲載しております。

掲載場所 本会ホームページ → 会員ページ内 → 会員名簿

2 冊子の配付について

希望される会員に対し冊子の配付をいたします。

下記により事務局宛へFAX（052-932-3647）または郵送にてお申し込みください。お電話での申し込みは受付いたしません。

なお、先着100名様限定となっておりますので、お早めにお申し込みください。

(1) 配付時期 令和3年12月上旬（予定）

(2) 配付方法 郵送（送料は会員負担）

令和3年度会員名簿 冊子配付の申込書

当年度の会員名簿の冊子での配付を希望します。

_____ 支部

_____ 会 員 名

(会員番号【3～4桁】： _____)

研修会動画一覧

ライブラリ研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

(令和3年9月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
3	建設環境部	530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○	×
4		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
5		555	R 1. 9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
6		573	R 2. 9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○
7		579	R 3. 1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○
8		586	R 3. 5.19	経営事項審査の改正点についての研修会	○	×
9		593	R 3. 9.15	建設環境部業務研修会	○	×
10		運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○
11	国際部	486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○
12		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
13		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○
14		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
15		521	H28. 1.28	初心者向け研修会（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
16		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
17		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
18		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○
19		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
20		542	H30. 3.19	国際業務初心者向け研修会 （永住許可申請について、パスポートの見方）	○	○
21		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
22		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
23		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
24		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
25		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
26		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○

27	私法部	420	H24. 2. 25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
28		488	H26. 3. 17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
29		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
30		534	H29. 8. 28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
31		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
32		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○
33		571	R 2. 8. 24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
34		591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○
35	土地利用部	552	R 1. 8. 26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
36		559	R 1.11. 22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
37		565	R 2. 2. 19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
38		570	R 2. 7. 13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
39		575	R 2.10. 26	都市計画法〔第34条1号許可〕についての研修会	○	○
40		582	R 3. 2. 15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	○	○
41	法人経営部	425	H24. 6. 28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
42		445	H24. 9. 24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
43		511	H27. 2. 12	医療法人の設立について	○	×
44		537	H29.11. 24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
45		540	H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
46		541	H30. 3. 16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
47		564	R 2. 2. 10	HACCP研修会	○	×
48		576	R 2.11. 16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○
49		580	R 3. 1. 27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○
50		584	R 3. 3. 23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
51		585	R 3. 5. 18	改正食品衛生法研修会	○	○
52		590	R 3. 8. 27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○

ライブラリ研修申込書

令和 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号		TEL ()	—
	メールアドレス		FAX ()	—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について(入門編)	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで(受付時間10時～12時、13時～15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX(052-932-3647)にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 毎月第4木曜日（祝日の場合は第3木曜日に開催）

時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 毎月第4木曜日（祝日の場合は第3木曜日に開催）

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 毎月第1水曜日（11月は3日が祝日のため翌週10日に開催いたします。）

時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務について

国際部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定

法人経営部

開催日 毎月第1水曜日

時 間 午後2時から4時まで

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 私法業務について

私法部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

会 員 各 位

令和3年11月1日

 建設環境部
 運輸交通部
 国際部
 土地利用部
 法人経営部
 私法部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- ・ 私法部 初心者向け業務相談会

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



尾北支部：大前 温子会員

会報委員 森 優子



太陽が燦々と降り注ぐ夏の日、木曾川の南に位置し長閑な風景の広がる地域、江南市に事務所を構える尾北支部所属、大前温子会員の事務所を訪問させて頂きました。

自宅の敷地に併設されている事務所は大前会員にとってとても思い入れの深い場所であることを今回の訪問で感じさせられました。

大前会員は開業19年を迎え、おひとりで事務所を運営しておられます。主要業務は土地利用業務とし、それ以外にもお客様からの様々なニーズに応え、兼業しない純粋な行政書士として日々業務にあたられています。

そんな大前会員の資格取得のきっかけとなった出来事をご自宅の建築、そしてご主人を早くに亡くされたことだったと伺いました。

ご自宅のある地域は、建築制限がかかるため一定の許可を受けなければなりません。まさにこれが行政書士業務との出会いだったのです。

そんな出会いを経て25年ぶりに生まれ育った土地に戻るため自宅を建築している中、あまりに早いご主人との別れに直面したのです。悲しみと苦境の中、母として、またひとりの女性として先を見据え前を向くしかないと考え資格取得に挑んだそうです。

この経緯を伺うと、女性行政書士として活躍しているのには理由があるのだと私自身、身が引き締まる思いでした。また、そんな辛い時期にあった受験

勉強の中で育んだ仲間の話を楽しげに話して下さる大前会員の姿を見ていると、芯の強さもさることながら人としてのチャームを感じ、それ故に今があるのだと感じさせられました。

また、現在では新人育成にも熱心に取り組まれており、若手新人会員のサポートも自ら進んで行っておられます。「大変なのよ。」の言葉とは裏腹に、とても嬉しそうに慈愛に満ちた笑顔が溢れていたこともとても印象的でした。

今後、力を入れたい業務について伺ってみると真っ先に近隣の方々の役に立ちたいと仰り、遺言や相続等の誰にでも起こりうる身近な疑問や不安に対する手助けを積極的に取り組み、今以上に近隣の方々の役に立ちたいと語ってくださいました。

身近な街の法律家として実体験からアドバイスができる強い存在でありたい。そんな気持ちが溢れる取材となりました。

20周年を控えた大前会員の周りには今後も多くの人が集まり、人脈の強さを生かし地域でより一層のご活躍をされることでしょう。

この度はお忙しい中貴重なお時間を割いて頂いたこと心より感謝致します。ありがとうございました。

支部だより

岡崎
支部

「家族信託の基礎と活用事例」についての研修会

岡崎支部 三浦 知美

日 時 令和3年7月29日(木)
午後2時～4時
場 所 岡崎市図書館交流プラザリぶら3階302号室
講 師 三浦 知美会員（岡崎支部）



今回の研修会は「家族信託の基礎と活用事例」を行いました。日本では、平均寿命が年々右肩上がり、認知症高齢者も増えており、資産凍結が現実起こっているという事から話しをさせていただきました。委託者は、信じて託します。受託者には善管注意義務、分別管理義務などがあり、信頼できる家族だからこそ、お互いが困ることのないようにしっかりと漏れないように信託契約書を作成することが重要であると伝えさせていただきました。

後見制度との併用や税法関係の説明の後には、各業務を受託されている会員の方から、業務の実情や税務関連のお話をしていただくことができました。

参加された会員の方々からは、沢山の質問や意見が活発に交わされ、講師役の自分も大変勉強になり、とても有意義な時間となりました。まだまだ経験の浅い自分に、今回このような経験をさせていただき、暖かく見守り参加していただいた会員皆様には大変感謝しております。

名古屋
支部

8月・9月無料相談会

会報委員 川津 拓也

日 時 令和3年8月17日(火)
午後1時～4時
日 時 令和3年9月21日(火)
午後1時～4時
場 所 中村生涯学習センター
相談員 合計8名



毎月第三火曜日に中村生涯学習センターにて、名古屋支部が開催しております無料相談会となります。

8月は相続についての相談が2件あり、9月は相続以外にも遺言や離婚に関連する相談などもありました。

相続に関連するご相談は以前から多く、8月・9月も相談の半分以上が相続や遺言に関する内容でした。それだけお困りやお悩みになられている方が多いようです。

相談者の方たちもご自身である程度調べられてから相談に訪れている方が多く、その上での疑問点や不明点を相談されていました。

それだけに相談員である会員の話真剣な表情でメモを取りながら聞いておられ、お悩みの解決へ向けて有益なアドバイスとなったのではないかと思います。

昭和
支部

令和3年度地区幹事・防災委員説明会及び無料相談会相談員説明会

会報委員 中津留 太郎

日時 令和3年7月21日(水)

午後3時15分～5時

場所 天白スポーツセンター 2階第3会議室



「地区幹事・防災委員説明会」には14名の支部会員が出席しました。志水正芳支部長と伊福副支部長より、昨今各地で頻発している大規模災害への備えとして、今年度は支部における体制づくりに取り組む方針について説明されました。

具体的には、災害時の情報収集、報告が重要になるため、これまでの地区幹事制度を活用し防災委員として兼務すること、近隣地区ごとに防災委員を中心とした支部会員のグループを構成し、連絡ルート及び地図の作成を行うことが示されました。

引き続き行われた「無料相談会相談員説明会」には13名の支部会員が出席しました。松葉豪副支部長と熊谷浩幸幹事により、相談会心得と相談会スケジュールの説明が行われました。今年度もコロナ禍での相談会となることから、相談者から体調がすぐれない旨の報告を受けた場合の対応についても確認がなされました。

相談員へ配布する感染症対策グッズに関する説明では、選定にあたった元医療従事者の松岡美喜子幹事により、不織布マスク、アルコール消毒ジェル、アルコール除菌シート、アクリル板等の設備がない会場で有効なフェイスシールドなど、それぞれの効能について詳しく説明していただきました。

名古屋
支部

研修会

会報委員 川津 拓也

日時 令和3年7月30日(金)

午後6時～7時

日時 令和3年7月31日(土)

午前10時～11時

日時 令和3年8月5日(木)

午後6時～7時

場所 レンタルスペース ライフ

講師 吉田 武会員 (名古屋支部)

テーマ 『Zoom初心者向け使い方研修会』

出席者 4名



今回の支部研修は吉田武会員に講師をお願いし、Zoom初心者向け使い方研修を行いました。

昨今、ミーティングなどにおいて使用される機会が増えてきた、Zoomの使い方を初心者向けにゼロから教われる内容でありました。

まず前半では、Zoomミーティングへ参加するまでの操作方法、ミーティング中における画面の操作方法の解説などがあり、これで招待を受けたミーティングへの参加及びミーティング中の操作を一通り覚える事が出来ました。

そして後半では自分自身がミーティングのホストとなる場合の操作を教わり、主催する方法も学ぶ事が出来ました。

開催場所は吉田会員の事務所近隣にあるコワーキングスペースで行われ、落ち着いて作業できる環境が整っており参加者は研修に集中できたのではないかと思います。

これまではZoomに対して苦手意識を感じていた参加者も今回の研修でその苦手意識を克服できたのではないかと思います。

知多
支部

研修会

知多支部 岡田 晋太郎

日 時 令和3年8月21日(土)
午後2時～4時15分
場 所 アイプラザ半田 小ホール
講 師 第1部 プルデンシャル生命保険株式会社
名古屋第七支社 部長 中野 文勝様
同 副部長 尾関 一郎様
第2部 権田 泰一会員(知多支部)
テーマ 1部『生命保険を活用した相続対策』
2部『相続手続の各論』
出席者 22名



今回の研修は2部構成で行われ、1部ではプルデンシャル生命保険株式会社中野様から相続開始前において、保険に関する視点から相続、遺言に関するお話をしていただき、2部では、知多支部の権田会員から、相続開始から遺産分割協議書作成までに至る手続きの過程のなかで、戸籍謄本等収集に関する手続き、数次相続に関する遺産分割協議書の作成など、研修資料に基づき、経験談を含めながら講義していただきました。知多支部の新規登録入会者も複数名参加していただき、知識の習得や実務において大変参考になる有意義な研修になったのではないのでしょうか。

相談者によって相続、遺言における状況は違い、戸籍謄本等取得における手続においても、請求をする各自治体によっても対応は様々です。経験を重ね、また、過去から現在に至るまでの関係法令の改正も含め知識の研鑽を積んでいくことが重要であることを改めて思いました。

知多
支部

親睦研修会

会報委員 間瀬 洋平

日 時 令和3年8月22日(日)
午前9時30分～正午
場 所 とこなめ焼物団地「セラモール」内
出席者 33名



8月22日、常滑市の焼物団地「セラモール」内の方円館にて知多支部の親睦研修会が開催されました。知多支部の親睦研修会は例年バスツアーで行われておりますが、今年は陶芸教室にて常滑焼の陶芸体験を行いました。

常滑焼の歴史は古く平安時代(12世紀前半)から陶器を生産していたようです。また常滑焼は日本六古窯の一つとして、瀬戸市の瀬戸焼とともに2017年に日本遺産に登録されました。

陶芸体験が始まるまでの時間を店舗で陶芸作家の作品を眺めながら、どのような作品を作ろうかと考えていました。

時間となり、工房に移動し陶芸体験が始まりました。陶芸体験の講師はピーター・シーブリッジ先生です。ピーター先生は、日本国内はもちろん、イギリスやフランスでも個展を開催されている陶芸作家です。日本語も堪能で、茶碗・皿・マグカップの作成方法を実際に作成しながら丁寧に解説してくださいました。

いざ粘土を手にしてみると、やはりピーター先生のお手本のようにはいかず、なかなか思い通りにはいきません。

いつもは法律論について議論を交わす会員も、今日は寡黙にろくろを回して粘土との対話を楽しんでおられました。

中央
支部

令和3年度第1回土地利用業務部会研修会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和3年8月24日(火)
午後2時～3時30分
場所 ライブ配信
講師 本多 証一会員 (名古屋支部)
テーマ 『市街化調整区域あるある！調整区域に工場・倉庫を建てたいという相談を受けたらどうするか』
出席者 34名



中央支部の令和3年度第1回土地利用業務部会研修会は、土地利用業務に精通している名古屋支部の本多証一会員に講師をお引き受けいただき、「市街

化調整区域あるある！調整区域に工場・倉庫を建てたいという相談を受けたらどうするか』についてライブ配信にて講義をしていただきました。

はじめに簡単な自己紹介をいただいた後、本題は資料に沿って進み、まずは市街化調整区域での倉庫の建築について相談を受けた場合の回答や確認すべきポイントを説明していただきました。

そして次に市街化調整区域での工場建築について相談を受けた場合は、注意すべきポイントを特に詳しく取り上げていただき、新築できるパターンや増築できるパターン、用途変更について該当する都市計画法や開発審査会基準について、時々例え話を混ぜながらひとつひとつ丁寧に説明していただきました。

限られた時間の中でしたが要点を上手くまとめて下さり、とてもわかり易かったです。

今回の講義を通して本題はもちろんですが回答に至るまでの取り組み方、相談者からの情報の取り方など業務に対する姿勢においても大変参考になったかと思います。会員の皆様の日々の業務にお役立ていただければ幸いです。(新型コロナウイルス感染症予防措置を十分講じた上で、長時間話す講師の体調を考慮して講義中のみマスクを外していただきました。)

ちょっとひと息 「品種登録」～出願手続編～

Q 品種登録の要件を教えてください。

A 次のような要件を備えた品種が品種登録を受けることができます。

1. 区別性：公然知られた品種（既存品種）と重要な形質（植物体の大きさや色、形など植物の種類毎に定められ告示されています。）で明確に区別できること。
2. 均一性：同一世代でその形質が十分類似していること（同時に栽培した種苗からすべて同じものができる。）。
3. 安定性：増殖後も形質が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる。）。
4. 未譲渡性：出願日から1年遡った日より前に、出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。外国での譲渡は、日本での出願日から4年（林木、観賞樹、果樹などの木本性植物は6年）遡った日より前に譲渡していないこと。
5. 名称の適切性：品種の名称が既存の品種名称や登録商標と紛らわしいものでないこと。品種について誤認混同を招くおそれのないものであること。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

中央
支部

令和3年度第1回法人 経営業務部会研修会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和3年9月14日(火)
午後2時～3時
場所 ライブ配信
講師 日本政策金融公庫 名古屋中支店
国民生活事業 堀井 愛美様
テーマ 『小規模事業者向けコロナ時下等資金調達
のための融資の活用について』
出席者 24名



中央支部の令和3年度第1回法人経営業務部会研修会は、日本政策金融公庫名古屋中支店、国民生活事業担当の堀井愛美様に講師をお引き受けいただき、「小規模事業者向けコロナ時下等資金調達のための

融資の活用」についてライブ配信にて講義をしていただきました。

はじめに日本政策金融公庫国民生活事業の概要についてご説明いただきました。業務の特徴として融資先の中心が小規模事業者であることや災害時等経営環境の変化に対応し資金繰りを支援していること、また創業支援をはじめとした企業の成長や発展を支援しているとのことでした。

次にコロナ禍における対応状況についてご紹介いただき、飲食業・宿泊業及びサービス業において新型コロナウイルス感染症関連の融資割合が大きくなっていること、コロナ発生前と比べて融資の相談が増え、取引先も大幅に増加していることなどを具体的な数字を挙げながらご説明いただきました。

そして、次に新型コロナウイルス感染症特別貸付や創業融資等融資制度の種類について、チラシを用いて概要をわかりやすくご紹介いただいた後、融資の実際の申し込み手続きの流れをご説明いただきました。

最後に創業融資審査のポイント、事業承継のマッチング支援の紹介をしていただき、講義を締めさせていただきました。限られた時間の中、大変有意義な講義内容であったと思います。今研修会が皆様の業務にお役立ちになれば幸いです。

(新型コロナウイルス感染症予防措置を十分講じた上で、長時間話す講師の体調を考慮して講義中のみマスクを外していただきました。)

ちょっとひと息 「品種登録」～出願手続編～

Q 出願公表がされたことの連絡等がありますか。

A 出願公表されたことの連絡はしておりません。出願者ご自身で、品種登録ホームページを確認していただくか、官報を見ていただくこととなります。品種登録ホームページでは、出願公表や登録の最新情報を掲載しておりますので、ご活用ください。

Q 出願公表されると、どうなりますか。

A 仮保護の対象となります。出願公表後に出願品種またはその出願品種と特性により明確に区別できない品種を業として利用した者が出てきた場合に、出願公表されていることを、書面により警告し、その品種が登録されたあと、その警告後の利用に対し金銭による補償請求をすることができることとなります。ただし、利用した者が出願公表された出願品種であることを知っていた場合には、警告をせずに補償金請求ができます。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

昭和
支部

令和3年度第1回 企業法務研究会

会報委員 中津留 太郎

日時 令和3年9月17日(金)
午後4時～5時30分

場所 ライブ配信

講師 岩木 良太会員 (昭和支部)

テーマ 『商業登記規則改正に伴う印鑑の整理+テレビ電話による定款認証の体験談』

出席者 13名



今回の研究会では、司法書士でもある岩木良太会員が講師を務め、上記のテーマで講義をしていただきました。

講義の前半では、脱ハンコ社会の流れを受けての商業登記規則の改正ポイントとして、①印鑑提出の任意化の内容、②オンラインによる印鑑の提出及び商業登記電子証明書の請求方法、③利用可能な電子証明書の種類拡大、④押印規定の見直しの具体例、⑤可能となった定款認証及び設立登記の同時申請の利便性、の5点について詳しく説明していただきました。

後半では、テレビ電話による定款認証の体験談として、講師が東京の公証役場とテレビ電話で定款認証を行うまでのプロセスを詳細に説明していただきました。テレビ電話に必要な機器とインストールが必要なソフトの紹介、担当公証人との連絡方法、認証前に行うことが必要な事項の詳細等、実際の流れに沿ってわかりやすく説明していただきました。

配布レジュメも非常にわかりやすく、関連資料も添えられていて、いざという時の参考になります。司法書士と連携して業務を行う際にも知っておくべき重要なテーマであり、とても有意義な講義だったと思います。

豊田
支部

建設業クイズ 社長からの質問に即答しよう

会報委員 田守 瞳

日時 令和3年9月17日(金)
午後3時～4時30分

場所 ライブ配信



今回の豊田支部建設環境部研修では、建設業許可の知識を深めるためのオンライン参加型となりました。

まず、進行役の小川会員が社長役となり、受講者へ質問を投げかけ、指名された受講者が質問に答えるクイズ形式で進められました。質問の内容としては、建設業許可をこれから新規で取得したい顧客が投げかけるであろう具体的な内容でした。その後、いくつかの少人数のグループに分け、その中の一人が社長役となり、他の会員が行政書士として回答する形式で行いました。

今までの研修とは違い、講師の方のお話を受け身で聞いているだけではなく、積極的に全員が参加をすることができ、とても有意義な研修であったと思います。また、質問をされることによって曖昧な知識が浮き彫りにされたり、色々な会員の答えを聞くことができ、実務に役立てていくことができる研修となりました。

岡崎
支部

『経営事項審査の変更点』についての研修会

会報委員 伊東 毅

日時 令和3年9月17日(金)

午後2時～4時

場所 竜美丘会館 501会議室

講師 森越 靖会員 (建設環境部部長)

参加者 11名



今回の支部研修会は、建設環境部の森越部長を講師としてお招きしました。会場での受講に加えて、Web会議サービスZoomでも受講できるようにライブ配信を実施しました。

愛知県都市・交通局にて作成された「経営事項審査等の手引」令和3年4月版をもとに、最近改正された経営事項審査の変更点について講義をしていただきました。

はじめに、新設された「技能者」とこれまであった「技術者」との違いや、監理技術者補佐が別紙二「技術職員名簿」に記載できるようになり、評点の対象になったことなど改正点の解説がありました。

後半は、実際の申請様式を見ながらの実践的な講義でした。例えば、CPD認定団体の講習を受けて取得したCPD単位数については、まず別紙二「技術職員名簿」若しくは、様式10「CPD単位数を取得した技術者名簿」に取得単位数を記入し、次に別紙三「その他の審査項目(社会性等)」にその総数を記入していく流れを横断的に説明していただきました。

書類作成の実務が具体的にイメージすることができ、初心者にもたいへんわかりやすい有意義な研修会となりました。

名古屋
支部

9月支部研修会

会報委員 川津 拓也

日時 令和3年9月24日(金)

午後6時30分～8時

場所 Zoomによる配信

講師 行政書士 青木 克博様 (日本行政書士会連合会理事、福井県行政書士会副会長)

テーマ 『相続業務で行政書士が活躍する方法』

今回の研修は福井県で相続専門行政書士として活躍されている青木先生を講師としてお招きし、行政書士が相続分野で活躍する方法や戦略について講義をして頂きました。

始めに相続業務における市場の規模についてどのような面から考えていくのか、また統計として表れている地域の特徴をどのように相続業務へ結びつけて考えていくのかという点をご説明頂きました。

次いで青木先生ご自身も取り組まれているセミナー戦略、地域戦略の有効性についてご説明をして頂きました。

青木先生ご自身がセミナー及び講演活動に力を入れていらっしゃる事もあり、このセミナー戦略においては詳しいお話を伺う事が出来ました。

福井県唯一の相続専門行政書士として活躍されており、相談件数は年間400件以上、通算では4000件以上という豊富な実績をお持ちである青木先生が、どのようにしてそれらの実績を積み上げていったのか、その秘訣が見えたような講義であり、受講された先生方にとってはとても有意義な研修となったのではないかと思います。

事務局だより

■令和3年8月

2日(月)	正副会長会開催 封印関連打合せ開催 須崎副会長、岩崎常務理事、佐藤理事 県警、愛知運輸局訪問 森越常務理事、内川理事 CCUS認定アドバイザー概要説明会出席
3日(火)	前田会長 中地協理事会出席 ADR手続説明会開催 第1回災害時通信ボランティア会議開催 土地利用業務相談会開催
4日(水)	前田会長 日行連常任幹事会出席 吉川・小柳津副会長、岡田・伊藤常務理事、竹内会員 中地協担当者会議出席 職務上請求書確認 西堀副会長、平松常務理事 法教育打合せ出席
5日(木)	前田会長 日行連常任幹事会出席 部長会開催 伊藤常務理事 自由業団体当番会出席 運輸交通部業務相談会開催
6日(金)	理事会開催 吉川副会長、岡田常務理事 顧問弁護士事務所訪問
10日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 会報9月号校正会議開催
11日(水)	西川相談役 日行連国際・企業経營業務部会出席 吉川副会長、岡田常務理事 県法務文書課訪問 国際部業務相談会開催
12日(木)	西川相談役 日行連国際・企業経營業務部会出席 新規登録受付
17日(火)	前田会長、岩井副会長、森越常務理事 県都市総務課との意見交換会出席
18日(水)	西川相談役 日行連申取管理委員会出席 平松常務理事、伊福理事 犬山動物総合医療センター訪問
23日(月)	伊藤常務理事、伊福理事 OVA21訪問
24日(火)	須崎副会長 日行連自動車検査証の電子化に係る国土交通省オンラインヒアリング出席 個人情報漏えい事故調査チームによるヒアリング開催
25日(水)	法人経営部会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 職務上請求書確認
26日(木)	前田会長 社労士との打合せ開催 私法部会開催
27日(金)	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会開催
30日(月)	ADR事前説明会・調停担当者会議開催 岩崎常務理事、佐藤・八十川理事 運輸交通部会、封印管理委員会打合せ開催

■令和3年9月

1日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 運輸交通部会開催 運輸交通業務相談会開催 封印管理委員会開催 職務上請求書確認
2日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 事業承継についての研修会開催

■令和3年9月

3日(金)	正副会長会開催 国際業務研修会開催 伊藤常務理事 自由業団体定例会出席
7日(火)	須崎副会長 日行連国交省との打合せ出席 新規登録受付 広報部会開催 ADR手続説明会開催 建設環境部業務相談会開催 矢澤常務理事 西三河建設事務所訪問
8日(水)	新規登録受付 国際業務相談会開催 職務上請求書確認 矢澤常務理事 県建築指導課訪問
9日(木)	矢澤常務理事 知多建設事務所、県農政課訪問
10日(金)	部長会開催 執行部役員打合せ開催 矢澤常務理事 県尾張建設事務所訪問
14日(火)	前田会長 日行連広報部会出席 本会常設無料相談会開催 本会・政連小連絡会開催 須崎副会長、黒澤常務理事 県法務文書課訪問 法人経營業務相談会開催 第2回試験正副サブ責任者会議開催 子安理事 日本ADR協会シンポジウム出席
15日(水)	前田会長 日行連広報部会出席 綱紀委員会開催 建設環境部会開催 建設環境部業務研修会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事 中日新聞社表敬訪問 職務上請求書確認
16日(木)	須崎副会長 日行連国土交通省自動車局自動車情報課との打合せ出席 会館改修工事入札開催
17日(金)	支部長会開催 個人情報漏えい事故調査チーム全体会議開催 土地利用業務相談開催
18日(土)	名城大学院科目履修民法Ⅴ開催
21日(火)	ADR手続説明会開催 苦情対応委員会開催 職務上請求書確認 小柳津副会長、伊藤常務理事 岐阜会・三重会との合同広報活動としてNHK名古屋放送局訪問 西堀副会長、渡邊常務理事 県法務部訪問
22日(水)	部長会開催 理事会開催
27日(月)	申請取次行政書士管理委員会開催 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催
28日(火)	会報11月号編集会議開催
29日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 法務部会開催 建設環境部初心者向け業務研修会開催 岡田・平松常務理事、吉田・兒玉職員 行政書士試験会場下見
30日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席

会 | 員 | の | 動 | 向

令和3年9月25日現在

個人会員数 3,167人
法人会員数 59法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第21191811号
会員番号 第6495号
入会年月日 令和3年8月1日
氏名 中山 泰治郎

事務所 行政書士中山泰治郎事務所
東海市加木屋町松之内12番地の6
電話番号 080-3049-1343 所属支部 知多



登録番号 第21191896号
会員番号 第6499号
入会年月日 令和3年8月15日
氏名 田中 陸英

事務所 行政書士法人Liberte
豊橋市向山台町13番地の7
電話番号 090-4850-2322 所属支部 東三



登録番号 第21191812号
会員番号 第6496号
入会年月日 令和3年8月1日
氏名 末広 朋也

事務所 行政書士あおば事務所
名古屋市千種区今池三丁目11番20号
電話番号 052-734-8520 所属支部 中央



登録番号 第21191897号
会員番号 第6500号
入会年月日 令和3年8月15日
氏名 渡邊 俊介

事務所 アップル行政書士事務所
豊明市前後町善江1735番地 パルネス前後
電話番号 0562-97-7666 所属支部 名南



登録番号 第21191813号
会員番号 第6497号
入会年月日 令和3年8月1日
氏名 古澤 大寛

事務所 古澤行政書士事務所
一宮市松降二丁目5番地14 グレイス松降301号
電話番号 0586-73-9788 所属支部 一宮



登録番号 第21191980号
会員番号 第6501号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 伊藤 賢吾

事務所 行政書士法人コスモ 名古屋
名古屋市中村区名駅四丁目13番7号 西柳パークビル4階
電話番号 052-526-6557 所属支部 名古屋



登録番号 第21191814号
会員番号 第6498号
入会年月日 令和3年8月1日
氏名 寺本 光

事務所 行政書士法人アスア 津島事務所
津島市橋町二丁目56番地
電話番号 0567-26-3041 所属支部 海部



登録番号 第21191981号
会員番号 第6502号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 斎藤 大

事務所 斎藤大行政書士事務所
名古屋市中村区名駅5丁目20番6号 ロータリーオフィス1st5階
電話番号 052-583-5850 所属支部 名古屋



登録番号 第21191982号
 会員番号 第6503号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 小野 勇治

事務所 行政書士小野勇治事務所
 名古屋市北区東水切町2丁目13番地の11
 電話番号 052-916-8616 所属支部 西北



登録番号 第21191987号
 会員番号 第6508号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 若山 史弥

事務所 行政書士わかやま法務事務所
 名古屋市西区比良三丁目73番地の1
 電話番号 052-916-2718 所属支部 西北



登録番号 第21191983号
 会員番号 第6504号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 小林 優子

事務所 小林行政書士オフィス
 清須市新清洲三丁目3番地6 グリーンホーム303
 電話番号 052-887-2345 所属支部 西北



登録番号 第21191988号
 会員番号 第6509号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 金城 智勝

事務所 行政書士 金城智勝事務所
 丹羽郡扶桑町大字柏森字中屋敷56番地2
 電話番号 0587-92-0602 所属支部 尾北



登録番号 第21191984号
 会員番号 第6505号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 榊原 有希

事務所 榊原行政書士事務所
 あま市七宝町安松十三丁目10番地
 電話番号 052-444-6420 所属支部 海部



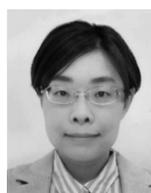
登録番号 第21191989号
 会員番号 第6510号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 高井 康人

事務所 高井康人行政書士事務所
 名古屋市中区千代田三丁目11番12号 麦島第二ビル5階
 電話番号 052-331-1788 所属支部 中央



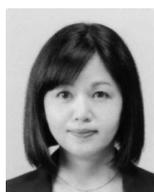
登録番号 第21191985号
 会員番号 第6506号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 佐藤 利衣子

事務所 行政書士青い鳥法務事務所
 名古屋市北区清水四丁目15番1号 日宝黒川ビル303号
 電話番号 052-916-3700 所属支部 西北



登録番号 第21191990号
 会員番号 第6511号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 仁井田 典子

事務所 行政書士事務所仁
 名古屋市東区主税町二丁目3番地 法務総合ビル6階
 電話番号 052-951-2385 所属支部 中央



登録番号 第21191986号
 会員番号 第6507号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 岩崎 えり子

事務所 いわさき行政書士事務所
 日進市南ヶ丘三丁目4番地6
 電話番号 0561-74-1721 所属支部 昭和



登録番号 第21191991号
 会員番号 第6512号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 高木 良昌

事務所 高木良昌行政書士事務所
 名古屋市西区域西一丁目8番9号
 電話番号 052-524-6558 所属支部 西北

会員の動向



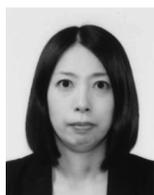
登録番号 第21191992号
会員番号 第6513号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 中島 美佐子

事務所 行政書士中島美佐子事務所
名古屋市守山区西城二丁目1番 西城住宅4-301号
電話番号 070-9003-5101 所属支部 東名



登録番号 第21191998号
会員番号 第6518号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 河合 利彦

事務所 河合利彦行政書士事務所
名古屋市西区八筋町59番地の1 FTYビル
電話番号 052-504-5328 所属支部 西北



登録番号 第21191993号
会員番号 第6514号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 中川 史

事務所 行政書士中川史事務所
春日井市高蔵寺町1丁目31番地 サニーコート高蔵寺西303号
電話番号 090-7027-8938 所属支部 尾張



登録番号 第21191999号
会員番号 第6519号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 面岡 友美

事務所 東名行政書士法人
名古屋市中区錦三丁目23番18号
電話番号 052-955-1417 所属支部 中央



登録番号 第21191994号
会員番号 第6515号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 石川 誠也

事務所 まさゆき行政書士事務所
名古屋市千種区大久手町6丁目13番地の4
電話番号 090-8488-6321 所属支部 中央



登録番号 第21192001号
会員番号 第6520号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 安達 幸男

事務所 行政書士安達幸男事務所
春日井市鳥居松町五丁目31番地 三原ビル6B
電話番号 0568-56-8877 所属支部 尾張



登録番号 第21191996号
会員番号 第6516号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 田島 瞳

事務所 行政書士事務所リリーフ
名古屋市天白区池見二丁目57番地の2
電話番号 090-8676-2482 所属支部 昭和



登録番号 第21192002号
会員番号 第6521号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 久田 果奈

事務所 あおい行政書士事務所
知多市新知東町2丁目24番地の7
電話番号 0562-56-6810 所属支部 知多



登録番号 第21191997号
会員番号 第6517号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 永谷 文人

事務所 行政書士永谷文人事務所
安城市御幸本町3番23号
電話番号 0566-75-2251 所属支部 碧海



登録番号 第21192003号
会員番号 第6522号
入会年月日 令和3年9月1日
氏名 松井 秀也

事務所 行政書士法人ラバール
名古屋市中村区香取町二丁目7番地の3
電話番号 052-384-6063 所属支部 名古屋



登録番号 第21192004号
 会員番号 第6523号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 山内 真理子

事務所 山内行政書士事務所
 豊橋市南牛川一丁目21番地17
 電話番号 080-2554-5557 所属支部 東三



登録番号 第21192007号
 会員番号 第6525号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 加納 伸彦

事務所 行政書士MOTコンサルタント事務所
 名古屋市港区知多一丁目609番地(コンセル南陽602号)
 電話番号 052-301-2373 所属支部 名古屋



登録番号 第21192005号
 会員番号 第6524号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 大須賀 麻純

事務所 行政書士法人中村事務所
 名古屋市南村区太閤一丁目22番13号 恒川ビル3階
 電話番号 052-462-8313 所属支部 名古屋



登録番号 第21192008号
 会員番号 第6526号
 入会年月日 令和3年9月1日
 氏名 古田 絵美子

事務所 OCS行政書士事務所
 額田郡幸田町大字芦谷字仲田14番地1
 電話番号 0564-20-8747 所属支部 岡崎

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	水崎 由佳子			052-930-5290	事務所電話番号
中央	森越 靖 行政書士法人愛知 名古屋事務所	名古屋市名東区社が丘三丁目105番地 ローヤル白山101号室	465-0051	052-734-4215	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	奥村 昭吾 evergreen行政書士事務所	名古屋市千種区本山町2丁目3番地の3	464-0036	052-763-3670	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	近藤 優				単体会変更(東京会へ)
中央	浅井 美樹	名古屋市中区栄二丁目6番1号	460-0008	052-990-1706	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	伊藤 美沙 細田行政書士事務所	名古屋市中区金山五丁目11番6号 NSCビル4階	460-0022	052-746-2900	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	岩田 武人	名古屋市中区栄二丁目6番1号	460-0008	052-990-1706	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	石田 大祐 行政書士法人スペース				事務所名称
西北	坪井 秀文 行政書士法人TSUBOI A.P.				事務所名称
西北	鈴木 千帆			052-446-5999	事務所電話番号
西北	塩澤 鯉都子	名古屋市西区平中町348番地	452-0843		事務所所在地
名古屋	柴原 隆宏				単体会変更(東京会へ)

会員の動向

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名古屋	西井 康浩	名古屋市中村区名駅四丁目24番8号 いちご名古屋ビル7階	450-0002		事務所所在地
	行政書士PSS小野事務所				事務所名称
昭和	清水 由佳	名古屋市昭和区長戸町2丁目16番地3 MASAビル2階	466-0848		事務所名称、 事務所所在地
	清水由佳行政書士事務所				
名南	山田 慎	名古屋市長区大清水東1021	458-0849		事務所所在地
	高木 祐三				
名南	中道 真志				事務所電話番号
	行政書士法人ウィル				
東名	吉川 彰太郎	犬山市大字羽黒字堂ヶ洞20番地52	484-0894	052-898-2789	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士ヨシカワ事務所				
尾北	菅野 恵	一宮市木曾川町黒田字籠守西75番地2	493-0001	0586-86-1261	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士カイト				
一宮	浅井 敦			090-7916-6110	事務所名称、 事務所電話番号
	浅井行政書士法務事務所				
海部	渡邊 隆太	津島市橋町二丁目56番地	496-0038	080-9150-1732	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人アスア 津島事務所				
知多	澤田 法人	半田市吉田町3丁目80番地5	475-0977	0569-27-7220	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	増田 尚也	岡崎市六名本町12番地18 (1号室)	444-0854		事務所所在地
豊田	田守 瞳			080-8378-8987	事務所電話番号
西尾	村松 悟	西尾市今川町元川原53番地3	445-0063		事務所所在地
碧海	竹内 由美				事務所名称
	行政書士加藤繁事務所				
碧海	中山 圭登				事務所名称
	行政書士法人ライト				
東三	永富 純一			0531-32-0613	事務所電話番号

ご逝去会員のお知らせ

碧海支部 森田 勝巳 会員 令和3年7月27日ご逝去 (享年74歳)
 昭和支部 山田 弥一 会員 令和3年8月5日ご逝去 (享年76歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 前田 望

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2108401号
 会員番号 第H76号
 入会年月日 令和3年7月7日
 法人の名称 行政書士法人ウィル
 主たる事務所の名称 行政書士法人ウィル
 主たる事務所所在地 名古屋市守山区大字下志段味字長戸1662番地の2
 主たる事務所電話番号 052-770-3773
 所属支部 東名

法人番号 第2108301号
 会員番号 第H77号
 入会年月日 令和3年7月1日
 法人の名称 行政書士法人ライト
 従たる事務所の名称 行政書士法人ライト
 従たる事務所所在地 刈谷市松栄町一丁目11番地1 カタヤマビル5F-B
 従たる事務所電話番号 0566-95-9600
 所属支部 碧海

法人番号 第2109601号
 会員番号 第H78号
 入会年月日 令和3年6月10日
 法人の名称 行政書士法人スペース
 主たる事務所の名称 行政書士法人スペース
 主たる事務所所在地 名古屋市名東区猪子石原三丁目502番地
 主たる事務所電話番号 090-4448-2499
 所属支部 中央

法人退会(解散)のお知らせ

法人番号 第1901602号
 会員番号 第H55号
 退会年月日 令和3年4月30日
 法人の名称 リードブレン行政書士法人
 従たる事務所名称 リードブレン行政書士法人 名古屋オフィス
 所属支部 昭和

法人会員の変更案内

法人番号 第0901701号
 会員番号 第H12号
 法人の名称 行政書士法人愛知
 従たる事務所名称 行政書士法人愛知 名古屋事務所
 従たる事務所所在地 名古屋市名東区社が丘三丁目105番地ローヤル白山101号室
 社員(加入) 森越 靖
 変更事由 社員の加入
 所属支部 豊田

法人番号 第2102601号
 会員番号 第H72号
 法人の名称 行政書士法人F&Partners CENTRAL
 主たる事務所名称 行政書士法人F&Partners CENTRAL
 主たる事務所所在地 名古屋市中区栄二丁目6番1号
 従たる事務所電話番号 052-990-1706
 変更事由 事務所所在地、事務所電話番号
 所属支部 中央

退会者のお知らせ

令和3年9月25日現在

支部	氏名	退会日
一宮	中島正彦	令和3年7月27日
名南	荒川雄丞	令和3年7月29日
一宮	川地秀司	令和3年7月30日
中央	日高大	令和3年7月31日
名南	中澤政直	令和3年7月31日
名南	山中啓正	令和3年7月31日
豊田	安藤松芳	令和3年7月31日
豊田	加藤裕	令和3年7月31日
中央	水越寛	令和3年8月13日
東三	柴田美栄子	令和3年8月27日
名南	河邊征五	令和3年8月31日
知多	新美邦子	令和3年8月31日
東三	菰田太一	令和3年8月31日
名古屋	浅野美喜夫	令和3年9月3日



COSMOS通信11月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

一般社団法人コスモス成年後見 サポートセンター 愛知県支部令和3年度定時総会報告

日 時 令和3年9月24日(金)
午後3時～3時30分
場 所 愛知県行政書士会館3階ABC会議室
出席者 64人(内、有効委任状数44人)
(令和3年9月24日現在正会員数91人)

午後3時に八十川総務財政部長の司会進行に始まり、伊福副支部長の「開会の辞」により、本総会は開会されました。

本総会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から来賓によるご祝辞等の式典および総会終了後の懇親会は行わず、開催時間の短縮および会員の来場についても可能な限り少人数にとどめるなど、通常とは異なる開催方法で行いました。(来場者の検温・マスク着用義務・手指消毒、会場の換気等々、最大限の感染防止策を施しました)

平松支部長の挨拶の後、本総会審議に入りました。議長は、名古屋地区の森田哲也会員が選任されました。本総会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催時間の短縮及び来場人数を可能な限り少人数にとどめさせて頂いている関係上、副議長の選任は行いませんでした。なお、議事録署名人には、名古屋地区の西山秀夫会員、尾張地区の奥智子会員を選任いたしました。

議案は下記の通り、順次、報告・審議が行われました。

記

- 第1号議案 令和2年度事業経過報告
- 第2号議案 令和2年度会計決算承認の件
監査報告 (承認)
- 第3号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件 (承認)
- 第4号議案 令和3年度会計予算(案)承認の件 (承認)
- 第5号議案 支部設置規則第5条の規定による役員選任の件 (承認)

なお、本総会に寄せられた質問、再質問には、執行部より丁寧な回答がされ、その後、全ての議案は、承認・可決されました。終わりに、吉川副支部長の「閉会の辞」により、本総会は閉会いたしました。

セミナー・相談会の開催報告

日 時 令和3年7月28日(水) 午後2時～4時
場 所 南部ふれあいセンター(春日井市)
相 談 会 相談員：西原 公正会員
相談者：3人

日 時 令和3年8月12日(木) 午後1時30分～4時
場 所 小牧市役所
相 談 会 相談員：加藤 邦彦会員 西原 公正会員
東 芳幸会員
相談者：2人

日 時 令和3年8月18日(水) 午後1時～3時
場 所 犬山市役所 会議室
相 談 会 相談員：伊福副支部長 中島 崇会員
東 芳幸会員
相談者：1人

日 時 令和3年9月13日(月) 午後1時～4時
場 所 岩倉市役所 市民相談室
相 談 会 相談員：土井 正人会員 東 芳幸会員
相談者：0人

日 時 令和3年9月21日(火) 午後1時～4時
場 所 北名古屋市役所東庁舎
相 談 会 緊急事態宣言中により、中止

セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和3年11月17日(水) 午後1時～3時
場 所 犬山市役所 会議室
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年11月18日(木) 午後1時～4時
場 所 扶桑町老人憩いの家
セ ミ ナ ー 成年後見セミナー
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年11月24日(水) 午後1時～4時30分
場 所 総合福祉センター小ホール(春日井市)
セ ミ ナ ー 成年後見セミナー
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年12月9日(木) 午後1時30分～4時
場 所 小牧市役所新庁舎2階
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年12月13日(月) 午後2時～3時15分
場 所 刈谷市産業振興センター 小ホール
寸 劇 劇団コスモスあいちによる公演
セ ミ ナ ー 成年後見セミナー

日 時 令和3年12月18日(土) 午前10時～午後4時
場 所 尾張一宮駅前ビル「一宮支部主催70周年記念事業」
寸 劇 劇団コスモスあいちによる公演
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年12月21日(火) 午後1時～4時
場 所 北名古屋市役所西庁舎
相 談 会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。
申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あ と が き

去る7月16日、再び会報委員長に委嘱されました。2年間宜しくお願ひ致します。さて、本年もコロナで始まりコロナで終わる年となりそうです。現況(9/23現在)の感染状況は減少傾向にあり、やっとワクチン効果が出てきた感はありますが、油断はできません。新型コロナウイルスは、意思があるが如く変異を続けています。ウイルスが生き残るためには、宿主(今は人)に死なれては困ります。弱毒化する事で致死率が低く、かつ感染力の高いウイルスが生き残りに適しているといわれており、完全終息までは未だ2~3年かかるみたいです。現在、日本製の鼻噴霧型ワクチンや予防薬の開発も続けられており、その間「新型コロナウイルス感染をむやみに恐れず、正しく理解する」という事を念頭に置きたいと思います。

会報委員長 長峰 均

《今月の表紙》 東谷山フルーツパーク

東谷山フルーツパークは、名古屋市の東北端、東谷山(標高198.3m)山麓に位置し、豊かな緑と水と太陽、そしてさわやかな空気に恵まれた自然環境のなかにあります。

都市における自然とのふれあいの場として、植物観察や散策を楽しんでいただくとともに、果樹栽培技術の指導・研究を通じて都市農業の振興を図るなど、多目的な農業公園として、1980年4月に開園しました。

園内には、ナシやリンゴなど17種類の「果樹園」や、約100種類の熱帯・亜熱帯地方のめずらしい果樹を観察することができる「世界の熱帯果樹温室」、果物に関するさまざまな知識を紹介する「くだもの館」や、当園で収穫されたフレッシュな果物やカットフルーツ等を販売する「売店」、季節のフルーツスイーツやお食事を楽しめる「レストラン」、「つり池」などの施設があり、果物をテーマにしたユニークな農業公園として親しまれています。

表紙の写真は「果樹園」のひとつであるブルーベリー園と「世界の熱帯果樹温室」です。

ブルーベリーはツツジ科の落葉低木果樹で、春にはドウダンツツジに似た花を咲かせ、夏に青紫色の実をつけます。そして秋になると綺麗に紅葉します。冬には落葉して、春にまた新芽が伸び始めるというサイクルになります。

大小二つのドーム型をした温室(表紙写真はその一部)は東谷山周辺に多数存在する古墳群のひとつ、前方後円墳をモデルにデザインされています。

温室内にはバナナ、パパイヤ、ココヤシ、レイシ、パラミツなど104品種、282本の熱帯果樹・亜熱帯果樹が植えられています。

写真提供：公益財団法人名古屋市みどりの協会
東谷山フルーツパーク(許諾済)

文：東谷山フルーツパークHPより引用(許諾済)

会報309号 担当

広 報 部	担当副会長	小柳津えみ
	部 長	伊藤 直仁
	次 長	水野 悠
	部 員	鈴木 里佳
	部 員	中村 修一
会報委員会	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	森 優子
	本号担当委員	
	(表紙)	服部 弘美
	(会員訪問記)	森 優子

会報309号 令和3年11月1日発行

発行人 前田 望
編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL <052> 931-4068 (代)
FAX <052> 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

一愛知県行政書士会会員へのお知らせ一 令和4年カレンダーについて

広報ツールとして毎年作成しておりますカレンダーですが、本年度も愛知会PR用としての卓上式の他に、壁掛け式カレンダーを作成いたします。

カレンダーにつきましては、本会にお越しの折にお持ち帰りいただけるよう12月1日より本会1階事務局に用意をいたします。「お一人様1部」のお願いと、代理受領はお断りします。なお、無くなり次第終了させていただきますことをご了承ください。

広報部

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



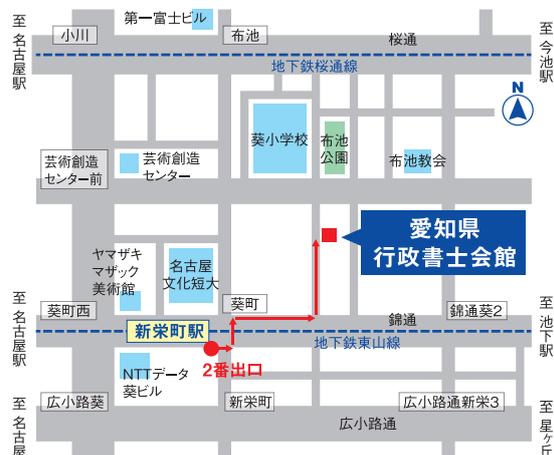
外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分